

青森県医療ソーシャルワーカー協会規約

(名称)

第1条 本会は「青森県医療ソーシャルワーカー協会」と称する

(事務局)

第2条 本会の事務局は、理事会の定めるところに置くものとする

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、医療ソーシャルワークの専門職としての資質と社会的地位の向上を目指すとともに、青森県の保健・医療及び社会福祉の発展に寄与することを目的とする

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う

- (1) 医療ソーシャルワークに関する知識及び技術の向上を図るための会合及び研修会の開催
- (2) 医療ソーシャルワークに関する調査・研究
- (3) 医療ソーシャルワークの普及・啓発
- (4) 関係機関・団体との連絡・連携
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる活動

(資格)

第5条 本会の会員は、次の各号に該当する者とする

- (1) 保健医療機関において、現にソーシャルワークの業務に従事する者、または従事したことがある者
- (2) 医療ソーシャルワークに関する教育・研究者
- (3) 前項の資格と同等であると理事会が認めた者

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、理事会に申し込むものとする

会員の入会は、理事会の承認により決定するものとする

(退会)

第7条

- (1) 2年以上会費を納入しない者、及び会員として著しく本会の名誉を傷つけた者は、理事会の議決により退会させることが出来る
- (2) 本人の希望があった場合にも退会を認める

(役員)

第 8 条 本会の次に役員を置く

会長 1 名

副会長 2 名

理事 若干名(内 1 名を事務局長とする)

監事 2 名

(役員を選任)

第 9 条

(1) 会長、副会長は理事の互選とする

(2) 理事は総会で、選挙により選出される

(3) 監事は総会で、選挙により選出される

(役員職務)

第 10 条

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する

(2) 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する

(3) 理事は会長に協力し、会務の円滑な運営をはかる

(4) 監事は、本会の業務及び経理の監査に当たる

(事務局)

第 11 条

(1) この会に事務局を置く。事務局長は会長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を司る

(2) 事務局長は事務局員を委嘱することができる

(3) 事務局員の中に会計担当を置くことが出来る

(役員任期)

第 12 条

(1) 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない

(2) 補欠の役員は、理事会で決定する

(3) 補欠により就任した役員任期は前任者の残期間とする

(組織)

第 13 条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集する

第 14 条 総会の開催は年 1 回とし、必要に応じ臨時に開催することが出来る

(定数)

第 15 条 総会は会員の過半数をもって成立する。やむを得ない理由のため出席できない場合は、他の会員または役員に書面をもって委任することができる。この場合出席したものとみなす。

(議長)

第16条 総会の議長は総会出席者及び会員の中から理事の推薦によって選出する

(附議事項)

第17条 総会に付議する事項は次のとおりとする

- (1) 活動報告及び決算に関する事項
- (2) 活動計画及び予算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 理事、監事の選出に関する事項
- (5) その他、役員会で必要と認めた事項

第18条 役員会は必要に応じて会長が召集する

第19条 役員会に附議する事項は次のとおりとする

- (1) 総会において役員会に委任された事項
- (2) 総会に提出すべき事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

但し、平成21年度については平成21年11月1日から平成22年3月31日とする

(経理)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって運営にあたる。

第22条 本会の会費は年額2000円とする

附則

この規約は、平成21年11月1日から施行する